

40歳以上の男女のうち糖尿病または、糖尿病予備軍の人は何人に1人?
 ①3人に1人 ②5人に1人 ③10人に1人

① 郵送

〒329-0492

下野市小金井1127

下野市役所 環境課あて

② FAX(40) 5572

③ 電子メール

kankyou@city.

shimotsuke.lg.jp

④ 直接持参

環境課(国分寺庁舎2階)

なお、ご意見をお寄せいただく際には、氏名(※)、住所(※)、性別、年齢、電話番号を記載してください。(※は必須とさせていただきます。これらの明記のないものについては受付できません。)

● 問い合わせ先

環境課

☎(40) 5559

「しば焼き」イベント

2月に予定していましたが「しば焼き」(植物防疫を目的とするあぜ道等枯れ草の焼却)につきましては、県からの自粛要請により中止します。

● 問い合わせ先

農政課 ☎(48) 2143

「下野市高齢者保健福祉計画(案)」パブリックコメントを実施します

市では、介護保険事業と高齢者保健福祉事業を総合的に推進するため「下野市高齢者保健福祉計画」の策定を進めています。このたび、公募委員や学識経験者からなる「高齢者保健福祉計画策定委員会」において本計画にかかる意見・提言をいただき、計画の原案がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集します。

● 公表する資料

下野市高齢者保健福祉計画(案)

● 資料の閲覧場所

(1)市ホームページ

(2)文書閲覧

「文書閲覧の場所」

①総合政策課(国分寺庁舎)

②高齢福祉課(きらら館)

③石橋庁舎相談室

(1階ロビー)

④市民課南河内窓口

(南河内図書館2階)

※閲覧時間は午前9時から午後5時まで(土・祝・日を除く)

● 意見の募集期間

1月16日(月)～1月31日(火)

午後5時15分までに高齢福祉課へ

● 意見の提出方法

「意見等記入用紙」に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で高齢福祉課へ提出してください。用紙は閲覧場所に配置してあるほか、市ホームページからも取得できます。

① 郵送 〒329-0502

下野市下古山1220

下野市高齢福祉課あて

② FAX (52) 3712

③ Eメール:koureifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

④ 直接持参

高齢福祉課(きらら館)まで ※電話不可

なお、ご意見をお寄せいただく際には、氏名(※)、住所(※)、年齢・性別・電話番号を記載してください。(※は必須です。これらの明記のないものは受付できません。)

● 問い合わせ先

高齢福祉課

☎(52) 1115

「下野市雇用奨励金について」

市では、平成23年度・平成24年度の2か年度の期限付きで、雇用奨励金交付制度を実施しております。市内にある事業所が対象労働者を常用雇用した場合、事業主に奨励金が交付されます。

● 受給対象者

次の(1)～(5)すべてに該当する事業主となります。

(1)雇用保険適用の事業主

(2)下野市に住所がある対象労働者を常用雇用者(パートタイマーを除く)として期間の定めがなく、かつ1週間当たりの所定労働時間が既雇用者と同程度の雇用をした場合であって、6か月以上常用雇用している事業主

(3)対象労働者に対する雇用保険、社会保険、厚生年金に加入している事業主

(4)対象労働者の雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過する日までの間に解雇した労働者がいない事業主

(5)市税及び国民健康保険税

● 対象労働者

に滞納がない事業主
 下野市に住所を有し、60歳以下で、次の(1)～(4)いずれかに該当する方

(1)公共職業安定所の紹介による離職者

(2)派遣先の事業所が、派遣労働者を雇い入れた場合

(3)学校(大学、大学院、短大、専修学校、高校、中学校を含む)を卒業後3年以内の既卒者で雇用保険未加入の方

(4)身体障がい者手帳1級・2級に該当する方、または療育手帳の交付を受けている方

● 交付額

(1)雇用を開始した日が、平成22年10月1日から平成23年3月31日まで
 1人当たり10万円

(2)雇用を開始した日が、平成23年4月1日以後
 1人当たり20万円

※同一年度内で同一事業者に交付できる額は、100万円までとなります。

● 申請・問い合わせ先

申請書類等はホームページ、または商工観光課

☎(48) 2112まで

広報しもつけ 24・1月号